

令和2年度

東 京 港 発 注 補 助 業 務

特 記 仕 様 書

令 和 2 年 7 月

国土交通省関東地方整備局
東京港湾事務所

1. 業務概要

本業務は、東京港湾事務所における中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業に関する工事設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算根拠資料、積算システムへの積算データ入力の作成支援を行うことにより、業務発注担当部署における工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 現場調査場所

東京港の対象工事現場

3. 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
東京港発注補助業務	積算に必要な現地調査	式	1	別紙のとおり
	工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成	式	1	別紙のとおり
	積算根拠資料作成	式	1	別紙のとおり
	積算システムへの積算データ入力	式	1	別紙のとおり
	打合せ	回	4	
	協議・報告	回	2	
	照査	式	1	
	成果物	式	1	

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 令和元年12月）の定めによるものとし、これにより難しい場合については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成31年3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を留意しなければならない。

- (1) 管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工事実施状況及び関係機関と調整を行った事項を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。
- (3) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

5-3 業務の内容

5-3-1 積算に必要な現地調査

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 1)の内容のとする。なお、具体的な実施内容は、以下のとおりとし、調査時期については、事前に調査職員と協議するものとする。

- ・ 積算に必要な資料の賃借・内容の把握
- ・ 現地調査に係る事前協議及び資料作成
- ・ 現地調査（現場条件等の確認）

5-3-2 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」 2-1-2 2)の内容とする。なお、具体的な実施内容は、以下のとおりとする。

- ・ 設計資料等(貸与資料)の確認
- ・ 工事発注延長及び工区等の検討
- ・ 工事発注図面の作成
- ・ 数量総括表(数量計算書)の作成
- ・ 特記仕様書(案)の作成（施工条件明示の検討含む）
- ・ 見積、特別調査依頼案件の抽出

5-3-3 積算根拠資料作成

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」 2-1-2 3)の内容とする。なお、具体的な実施内容は、以下のとおりとする。

- ・ 積算条件資料の作成
- ・ 経済比較資料の作成
- ・ 積算根拠資料の作成

5-3-4 積算システムへの積算データ入力

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」 2-1-2 4)の内容とする。なお、具体的な実施内容は、以下のとおりとする。

- ・ 積算システムへのデータ入力
- ・ 入力データの確認（根拠情報出力による確認）

5-3-5 打合せ

打合せは、対象工事毎又は複数工事毎等に行うものとし、業務着手時、中間時、成果納入時の計4回、対象工事の目的、内容を把握し、作業手順等について調査職員と管理技術者が打合わせを行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

5-3-6 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

5-3-7 照査

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」 2-1-2 5)のとおり照査を行うものとする。

5-4 対象工事等

本業務の対象工事等は、以下のとおりとするが、対象工事数毎の作業内容は、別紙一覧表によるものとする。なお、対象工事等の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

□令和2年度対象件名

公告対象件名	工 期 (参考)
東京港臨港道路南北線舗装等工事（三次変更）	令和元年10月～令和2年10月
東京港臨港道路南北線10号地その2地区岸壁(-7.5m)他築造工事（三次変更）	令和2年5月～令和3年3月
東京港臨港道路（南北線）駐車場他舗装等工事（変更）	令和2年9月～令和3年3月
東京港臨港道路（南北線）中央防波堤内側地区護岸築造等工事（変更）	令和2年9月～
東京港臨港道路（南北線）10号地信号所外階段等解体工事	令和2年10月～

対象予定工事・業務名	件数	工 期 (参考)
東京港中央防波堤内側地区（臨港交通施設等工事）	1	令和2年12月～

5-5 実施体制

- (1) 管理技術者の資格は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-5に規定する定めによるものとし、定めのないものについては、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等
管理技術者	・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又はⅡ種

- (2) 本業務を円滑に実施するために、管理技術者のほか、担当技術者の配置は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-6に規定する定めによるものとし、定めのないものについては、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等
担当技術者	・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又はⅡ種

- (3) 担当技術者は業務の実施にあたって、関連する港湾工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。

5-6 成果物

業務完了時には、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-15に基づき、成果物及び提出資料を取りまとめるうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品 CD-R又はDVD-R 2枚

6. 貸与資料

- (1) 本業務に必要な以下の資料等は、貸与するものとする。なお、積算数量登録補助システムについては、調査職員の立会のもと、当該システムのインストール及びアンインストールを行うものとする。

- ① 対象工事の設計資料等
- ② 積算数量登録補助システム（DVD-ROM）
- ③ その他必要と認められる資料等

- (2) 積算数量登録補助システムを使用するために必要なパソコンの機能

- ① 機種：MS-Windows7, 10が動作するPC/AT互換機
- ② CPU：Intel PentiumⅢ1G Hz以上
- ③ メモリ：1GB RAM(32bit OS時)または、2GB RAM(64bit OS時)
- ④ HDD：OS領域を除いて2.0GB以上の空きが有ること
- ⑤ ディスプレイ：解像度がカラー1024×768ピクセル以上
- ⑥ OS：以下のOSのいずれか
 - ・MS-Windows 7(SP1)
 - ・MS-Windows 10 (1803)
- ⑦ ウイルス対策：最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは、常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること

- (3) 受注者は、貸与された資料の必要が無くなった場合には、速やかに返却するものとする。

7. その他

- (1) 本業務において、複数の担当技術者を配置する場合は、統一された作業着やヘルメット等を着用しなければならない。

- (2) 図面は、「CAD製図基準」に基づいて作成しなければならない。
また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。

- (3) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

- (4) 技術提案
- 1) 技術提案履行計画書
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。
なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。
 - 2) 技術提案履行計画書の変更
発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
 - 3) 技術提案書不履行の場合の措置
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。
 - 4) その他
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。
- (5) 本業務は、施工情報調査の対象業務であるため、別途調査職員より通知される調査要領に基づき調査表の作成を行わなければならない。
- (6) 配置技術者の確認について
- 1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
 - 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
 - ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
 - 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
 - 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。
- (7) 打合せ等に係る旅費については、東京駅から新木場駅間を想定して計上している。
なお、契約後、調査職員と協議の上、受注者の最も近い本・支店の最寄駅からの旅費に契約変更するものとする。

(8) 情報管理体制

- 1) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保すること。なお、発注者から同意を得た「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別紙2）」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（別紙3）」を提出し、再度発注者の同意を得ること。
（確保すべき履行体制）
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩してはならない。
- 2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。
- 3) 業務履行完了後における本業務で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。
- 4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ報告すること。なお、国土交通省が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

以 上

対象工事数一覧表〔想定〕

業種別：① 港湾土木工事

港名	工種数	積算種別	工事数	工事発注図面等作成						積算根拠資料作成			積算システムへの積算データ入力	積算に必要な現地調査
				設計資料等の確認	工事発注延長等の検討	発注図面の作成	数量総括表の作成	特記仕様書(案)の作成	見積・特別調査案件の抽出	積算条件資料	経済比較資料	積算根拠資料		
東京港	2迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
	3～4迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		変更積算②												
		修正積算												
	5～7迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		変更積算②												
		修正積算												
	8～11迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
12以上	標準積算													
	類似積算													
	変更積算①													
	変更積算②													
	修正積算													
標準・類似工事数の合計														

変更①は、新規工種追加の場合

変更②は、数量精算の場合

対象工事数一覧表〔想定〕

業種別：② 臨港交通施設工事

港名	工種数	積算種別	工事数	工事発注図面等作成						積算根拠資料作成			積算システムへの積算データ入力	積算に必要な現地調査
				設計資料等の確認	工事発注延長等の検討	発注図面の作成	数量総括表の作成	特記仕様書(案)の作成	見積・特別調査案件の抽出	積算条件資料	経済比較資料	積算根拠資料		
東京港	2迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
	3～4迄	標準積算	1			1	1				1		1	
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
	5～7迄	標準積算												
		類似積算	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
		変更積算①	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2
		変更積算②												
		修正積算												
	8～11迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
12以上	標準積算													
	類似積算													
	変更積算①													
	変更積算②													
	修正積算													
標準・類似工事数の合計			2											

変更①は、新規工種追加の場合

変更②は、数量精算の場合

(別紙2)

提出日 令和 年 月 日

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 (情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。)(※1)

	氏名	住所 (※5)	生年月日 (※5)	会社名・ 所属部署	役職
情報管理責任者(※2)	A				
情報取扱管理者(※3)	B				
	C				
業務従事者(※4)	D				
	E				
再委託先	F				

(※1) 受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。

(※2) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※3) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

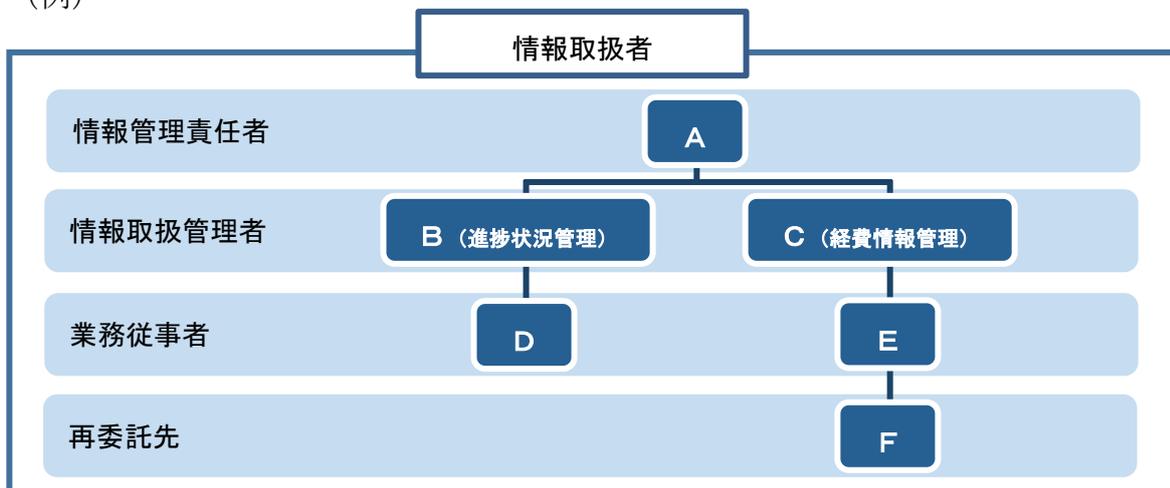
(※5) 住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の提出に代えることができる。ただし、発注者の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

なお、報告の方法については、受発注者間で協議して決定することができる。

② 情報管理体制図

(例)



③ その他

- ・ 別途提出している資料により必要な情報を確認できることを発注者が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・ 可能な範囲で、社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、追加で資料の提出を求める場合がある。

(別紙3)
令和〇年〇月〇日

東京港湾事務所長 あて

受注者住所
名称

情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について

令和〇年〇月〇日付で提出した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別紙2）」
について、別添のとおり変更したので、同意されたく申請します。